

第104回定例会

# 下北地域広域行政事務組合議会会議録

平成28年 3 月23日

下北地域広域行政事務組合議会

## 下北地域広域行政事務組合議会第104回定例会会議録

議事日程

平成28年3月23日（水曜日）午前10時開会・開議

### ◎ 諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 広域行政報告

第4 平成28年度運営方針

第5 議案一括上程、提案理由の説明

第6 一般質問

第7 議案審議（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 1号 下北地域広域行政事務組合行政不服審査条例
- (2) 議案第 2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- (3) 議案第 3号 下北地域広域行政事務組合職員の退職管理に関する条例
- (4) 議案第 4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- (5) 議案第 5号 下北地域広域行政事務組合障害児入所施設条例の一部を改正する条例
- (6) 議案第 6号 下北地域広域行政事務組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- (7) 議案第 7号 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (8) 議案第 8号 下北地域広域行政事務組合職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- (9) 議案第 9号 下北地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
- (10) 議案第10号 下北地域広域行政事務組合監査委員に選任する者につき同意を求めることについて
- (11) 議案第11号 平成27年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算
- (12) 議案第12号 平成28年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算
- (13) 報告第 1号 専決処分した事項の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- (14) 報告第 2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成27年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算)
- (15) 報告第 3号 専決処分した事項の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

第8 議会運営委員会の所管事務継続審査について

第9 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19人）

1番	原 田 敏 匡	2番	目 時 睦 男
3番	東 健 而	4番	鎌 田 ちよ子
5番	半 田 義 秋	7番	白 井 二 郎
8番	中 村 正 志	9番	野 呂 泰 喜
10番	千代谷 誠	11番	竹 内 弘
12番	相 内 祥 一	14番	菊 池 隆 年
15番	酢 谷 一 利	16番	田 中 岩 男
17番	山 口 捷 夫	18番	熊 谷 晴 雄
19番	澤 谷 松 大	20番	松 本 光 明
21番	大 瀧 次 男		

欠席議員（2人）

6番	村 中 徹 也	13番	二 本 柳 貞 一
----	---------	-----	-----------

説明のため出席した者

管 理 者	宮 下 宗 一 郎	代 表 者	飯 田 浩 一
副 管 理 者	金 澤 満 春	副 管 理 者	越 善 靖 夫
副 管 理 者	樋 口 秀 視	副 管 理 者	中 谷 純 逸
副 管 理 者	野 坂 充	参 与	新 谷 加 水
代 監 査 委 員	阿 部 昇	会 計 管 理 者	鹿 内 徹
監 査 委 員 長	竹 山 清 信	事 務 局 長	猪 口 和 則
消 防 長	奥 川 清 次 郎	事 務 局 次 長	下 山 房 雄
事 務 局 長	伊 藤 泰 成	は ま ゆ り 長	工 藤 利 樹
廃 棄 物 長	荒 谷 保	危 機 管 理 監	大 久 嘉 範
消 防 本 部 長	櫻 井 以 文	消 防 本 部 長	畑 中 輝 幸
消 防 本 部 長	成 田 眞 二	消 防 本 部 長	中 里 文 俊
消 防 信 指 令 長	田 中 誠	む 消 防 署 長	若 山 典 夫
大 消 防 署 長	山 本 義 隆	大 消 防 署 間 長	平 尾 和 大
大 消 防 署 長	甲 睦 雄	東 消 防 署 通 長	相 馬 司



## ◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（大瀧次男） ただいまから下北地域広域行政事務組合議会第104回定例会を開会いたします。ただいまの出席議員は19名で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

## ◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管しておりますので、ご閲覧願います。

次に、けさほど管理者から、今定例会に提出されております議案第12号資料の一部に誤謬訂正がありましたので、お手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

本日の会議は議事日程表により議事を進めます。

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大瀧次男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、2番目時睦男議員及び12番相内祥一議員を指名いたします。

## ◎日程第2 会期の決定

○議長（大瀧次男） 次は、日程第2 会期の決定

を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

## ◎日程第3 広域行政報告

○議長（大瀧次男） 次は、日程第3 広域行政報告を行います。

管理者の説明を求めます。管理者。

（宮下宗一郎管理者登壇）

○管理者（宮下宗一郎） おはようございます。

アクセス・グリーンでのプレス機による作業員負傷事故の行政処分及びむつ消防署脇野沢消防分署における準公金の取扱いに係る不祥事についてご報告いたします。

まず、アクセス・グリーンでのプレス機による作業員負傷事故の行政処分についてであります。アクセス・グリーンでのプレス機による作業員負傷事故につきましては、平成27年3月23日開催の下行議会第102回定例会並びに9月25日開催の下行議会第103回定例会で広域行政報告しておりますが、平成28年2月9日付で、むつ労働基準監督署よりアクセス・グリーン・サービス株式会社に対し、労働安全衛生法第20条第1項の危険防止措置違反での是正勧告が出されましたので、ご報告いたします。

この件に関しまして、アクセス・グリーン・サービス株式会社では、事故発生後速やかに、場内にある機器の作業時の危険防止のための安全柵及び誤作動防止のためのリミットスイッチ等を設置するとともに、作業マニュアルの見直し、さらには、設備点検責任者の選任と始業点検内容記録簿

を作成するなど、全社一丸となって事故の再発防止に取り組むとして、平成28年2月17日付でむつ労働基準監督署へ是正報告書を提出し受理されております。

また、既に報告済みでございますが、プレス機により負傷した作業員は、平成27年5月16日に退院をし、術後の経過観察に月1度通院しながら自宅療養しておりましたが、昨年12月で経過観察が終了したと伺っております。

当該事故は決して起こしてはならないものでありますので、当組合といたしましても施設設置者として、引き続き指導・管理監督に努めてまいりたいと考えております。

次に、むつ消防署脇野沢消防分署における準公金の取扱いに係る不祥事についてであります。平成28年1月29日に発覚しました、むつ消防署脇野沢消防分署における準公金の取扱いに係る不祥事につきましては、文書でご報告しているところではあります。改めまして報告いたします。

概要は、むつ市消防団脇野沢消防団の消防団員に対する報酬費等の出納業務に従事していました元むつ消防署脇野沢消防分署職員の消防士長、山崎秀生、39歳が、脇野沢消防団地区団長口座を介し、脇野沢消防団各分団に入金すべき報酬費等約270万円を私的目的のために着服したものです。

関係職員の処分については、懲戒等審査委員会の協議を経た上で、着服した職員については「懲戒免職」、その上司2名については、1名は「減給10分の1（2カ月）」、もう一名は「戒告」として、2月16日付で処分を行っております。

なお、本人が認めている着服金約270万円は2月5日までに全額弁済されましたが、地域住民の安全安心を守る消防吏員として許される行為ではないと判断し、3月2日付で業務上横領により告訴状を提出しております。

このような事態となった原因は、地区団長口座

から各分団の代表者口座への振込業務において、その日のうちに領収書などにより振込の事実を確認すべきところを、上司が当該職員からの口頭報告のみで、書類の確認を怠っていたためであります。

消防本部では、今回の不祥事発生を受け、速やかに所属長を招集し、厳正なる公金、準公金の取扱い並びに綱紀肅正及び服務規律の確保について通知いたしました。

また、各消防署・消防分署に対して聞き取り調査を行い、適正に管理されていることを確認いたしました。今後の再発防止策について消防本部で検討を重ね、3月4日に庶務担当者を招集し、公金等の取り扱いについて管理方法の周知徹底を図っております。

最後になりますが、このたびの不祥事により関係各位及び地域住民の皆様の信頼を裏切ることとなりましたことを深くおわび申し上げまして、むつ消防署脇野沢消防分署における準公金の取り扱いに係る不祥事のご報告といたします。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（大瀧次男） ただいまの管理者の広域行政報告に対し、質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

これで広域行政報告を終わります。

#### ◎日程第4 平成28年度運営方針

○議長（大瀧次男） 次は、日程第4 平成28年度運営方針を行います。

管理者の説明を求めます。管理者。

（宮下宗一郎管理者登壇）

○管理者（宮下宗一郎） 下北地域広域行政事務組合議会第104回定例会の開会に当たり、平成28年度の運営方針を申し述べ、議員各位並びに圏域住

民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じまず。

昨年実施された国勢調査に基づく、人口の速報値からも明らかなように、地方自治体の人口減少は、待ったなしで進んでおり、構成市町村においても、今後、普通交付税の減額等により、引き続き厳しい財政運営を強いられるものと認識しております。

また、少子化に伴う生産年齢人口の減少により、自主財源の根幹となる税収が減少する一方で、高齢化の進展により、社会保障費の増加が見込まれることから、中長期的展望に立った、持続可能な行財政運営の推進が求められております。

このような状況を踏まえ、当組合といたしましても、既成概念や前例にとらわれることなく、徹底した見直しによる経費節減を図りつつ、構成市町村から負託されている、快適な生活環境の保全や住民の安全・安心の確保等、住民生活に不可欠な各種共同処理事務を、着実に遂行してまいります。

また、今後、新ごみ処理施設建設、大湊消防署庁舎建設といった大規模事業が控えておりますが、これらの重要課題へも的確に取り組んでまいりたいと存じます。

それでは、共同処理しております事務につきまして、その施策を申し上げます。

まず、下北文化会館についてであります。当館は、下北圏域住民の文化活動及び集会等の場の提供、芸術文化の向上及び住民福祉の向上に資することを目的として、これまで多くの皆様にご利用いただいております。

開館から30年が経過し、施設、設備等にかんがりの劣化が見受けられますが、財政事情を勘案しながら施設の維持管理に万全を期し、快適にご利用いただけるよう努めてまいります。

施設の長期改修計画に従い、平成27年度は、「舞

台機構改修工事」1期目を実施しており、平成28年度は「舞台機構改修工事」2期目、「吸収式冷凍機改修工事」等を予定しております。

施設を管理・運営する指定管理者におきましては、これまでに培った知識や経験、人脈等を生かした多彩な事業を実施しており、今後とも、圏域住民に夢と感動を与える機会を、数多く提供されるよう期待しております。

なお、平成28年度末で5年間の指定管理期間が満了となることから、平成29年度以降の指定管理者選定作業を、平成28年度において進めてまいります。

次に、はまゆり学園についてであります。近年、少子化や特殊教育の充実及び在宅福祉の充実等により、障害児入所施設の入所者数は減少傾向にあります。

このことを踏まえ、平成25年度から入所定員の削減を図った上で、長年の悲願であった建替事業を進めてまいりました。

おかげをもちまして、平成27年度の外構整備をもって、全体事業が完了いたしました。

新園舎の完成に伴い、入所環境が大幅に改善され、より良質なサービスが可能になったことを機に、平成28年度から指定管理者制度を導入いたします。

当組合といたしましては、引き続き施設の設置者として、民間ノウハウ及び活力を導入した障害児福祉のさらなる充実が図られるよう、指導・監督に努めてまいります。

次に、むつ衛生センターについてであります。平成25年度から5箇年の包括的契約を実施し構成市町村の財政負担の平準化を図るとともに、計画的な維持管理によるし尿及び浄化槽汚泥等の処理を行ってまいりました。今年度からは中間年を過ぎ後半の時期に入りますが、今後もこれまで以上に安定操業に努めてまいります。

次に、アックス・グリーンについてであります  
が、昨年は、管理する親会社の三菱マテリアル株式会社の業務支援、アックス・グリーン・サービス株式会社の再発防止策等により、それまであった施設のトラブル等大きな故障、事故等も無く施設の運営がなされてきましたので、これを継続するよう指導・監督に努めてまいります。

また、平成27年度は新ごみ処理施設建設に向け、一般廃棄物処理基本計画の見直しを行い、新ごみ処理施設の概ねの規模、建設スケジュール及び建設候補地などの案が、2月の庁議において了承を得たところであります。

規模につきましては詳細設計で多少の変動はございますが、現段階で日処理量が概ね91トン程度となっております。

次に建設スケジュールでございますが、当初できる限り早い時期の完成としておりましたが、構成市町村の財政状況が厳しいことから、国からの交付金を活用することとしたため、平成34年度完成で進めることといたしました。

次に、建設候補地でございますが、むつ市内6カ所を選定し、地盤状況、用地規制、インフラの整備状況等12項目による比較検討を行い評価した結果、最適地として現施設の南側の土地が選定されております。

今後は、このスケジュール等を基に関係団体等と協議のうえ事業を進めていく予定としております。

また、新年度は交付金の要望に必要である、循環型社会形成推進地域計画策定に要する経費を計上しております。

次に、広域消防についてであります  
が、住民の方々が安全、安心に暮らせる街を維持するため、より一層の消防体制の充実を図りたいと考えております。

まず、大湊地区の防災拠点、新大湊消防署の建

設を進めてまいります。

また、災害に対する国の体制、考え方等を学び、当消防本部の体制構築に役立たせるため、職員を総務省消防庁へ研修派遣いたします。

次に、予防体制についてであります  
が、住民の尊い命を火災から守るため、住宅用火災警報器の設置率を高めるための防火指導を強化するとともに、維持管理の指導についても併せて実施し、防火安全の向上に努めてまいります。

また、各防火クラブへの活動支援、各町内会等への防火教室等の実施を継続し、防火・防災意識の普及啓発を図ってまいります。

更に、近年の大規模火災等の発生事例から、引き続き百貨店・旅館・ホテル・病院・社会福祉施設等の防火対象物への防火指導を実施強化し、防火安全対策の確保に努めてまいります。

次に、救急体制についてであります  
が、救急救命士の行える処置範囲が拡大されたことから補完教育を実施し、より高度な救急体制を構築するとともに、地域住民へのAEDの取扱指導、普通救命講習の実施、119番通報時における口頭指導を引き続き実施し、救命率の向上を図りたいと考えております。

次に、警防体制についてであります  
が、広域化、大規模化する自然災害等に対応するため、国、県及び構成市町村との協力体制をより強固にするとともに、災害時における即応体制の充実に重点を置いております常備消防の強化はもちろんのこと、「地域防災」の要となる消防団との連携を今まで以上に密にして、地域の総合的な防災体制確立の取り組みを進めてまいります。

次に、通信体制についてであります  
が、構成市町村のご協力を得まして、整備が完了いたしました消防救急デジタル無線は、昨年4月から運用を開始し、高機能消防指令センター運用と併せ、迅速、的確な指令業務のもと、災害の軽減に努めて

おります。

今後は、大規模災害にも即応できる、通信指令体制の充実、強化を図りたいと考えております。

以上、当組合の運営方針を述べましたが、今後とも、地域住民の福祉の向上と地域発展のために努力してまいりますので、議員並びに圏域住民の皆様には、重ねてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これで運営方針の説明を終わります。

### ◎日程第5 議案一括上程、提案理由の説明

○議長（大瀧次男） 次は、日程第5 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第1号から議案第12号並びに報告第1号から報告第3号を一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

（宮下宗一郎管理者登壇）

○管理者（宮下宗一郎） ただいま上程されました12議案3報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第1号 下北地域広域行政事務組合行政不服審査条例及び議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。これら2議案は、行政不服審査法の改正に伴い、同法の規定に基づく不服審査に関し必要な事項を定めるためのものであります。

次に、議案第3号 下北地域広域行政事務組合職員の退職管理に関する条例についてですが、本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるためのものであります。

次に、議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてですが、本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の分限、給与等に係る関係条例を整備するためのものであります。

次に、議案第5号 下北地域広域行政事務組合障害児入所施設条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、はまゆり学園の管理運営に指定管理者制度を導入するに当たり、利用者に係る給付費並びに措置費を取り扱うため、所要の改正をするためのものであります。

次に、議案第6号 下北地域広域行政事務組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、消防組織力全体の向上を図ることを目的として、職員育成、業務指導に優れた、業務経験又は専門知識を備えた人材を非常勤の特別職として委嘱するためのものであります。

次に、議案第7号 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、青森県人事委員会の県職員の給与に関する勧告に鑑み、組合職員の給料月額等を改定するためのものであります。

次に、議案第8号 下北地域広域行政事務組合職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において、組合職員の給料月額を減額するためのものであります。

次に、議案第9号 下北地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、可燃物等の間に設けるべき火災予防上安

全な距離に関する規定を整備するためのものでもあります。

次に、議案第10号 下北地域広域行政事務組合監査委員に選任する者につき同意を求めることについてであります。本案は、議員のうちから選任する監査委員に半田義秋氏を選任いたしたく、提案するものであります。

次に、議案第11号 平成27年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算についてであります。本案で提案いたします補正予算は、9,279万3,000円の減額補正で、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、62億7,500万9,000円となります。

まず、歳出についてであります。各款にわたり人件費の増減調整をしております。

衛生費では、し尿処理費の助燃剤再資源化業務委託等の運転管理に要する経費及びごみ処理施設整備に係る事業費を、また、消防費では、大畑消防署ポンプ車購入に係る事業費を、それぞれ決算見込みにより減額しております。

次に、歳入についてであります。歳出との関連で関係市町村の負担金及び組合債を増減調整しております。

また、民生費では、はまゆり学園建替事業費の確定により、継続費の変更を行っているほか、文化会館費では、指定管理期間中における電気料金の値上げ及び消費税率の引き上げに伴う指定管理料の増額により、債務負担行為を変更しております。

次に、議案第12号 平成28年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算についてであります。予算総額は、歳入歳出とも60億607万8,000円となります。これを平成27年度当初予算と比較しますと、金額では3億9,249万8,000円、伸び率では6.1%の減となっております。

予算総額が減となった主な要因につきましては、歳出では、消防本部費の高機能指令センター

及びデジタル無線局保守管理業務委託料が約2,000万円の増、大湊消防署庁舎建設事業費で約3,000万円の増となったものの、文化会館費の工事請負費が約7,000万円の減、はまゆり学園の指定管理者制度への移行及び建替事業の完了により約1億7,400万円の減、塵芥処理費の委託料で燃料費の値下がり等により約5,600万円の減、消防費では、大畑消防署の消防ポンプ車購入事業が約9,200万円の減、川内消防分署では高規格救急車購入事業が約4,800万円の減となったことによるものであります。

一方、歳入では、分担金及び負担金で約1億3,400万円の減、組合債で約1億9,300万円の減となっております。

まず、歳出の主なものについてであります。議会費及び総務費には、それぞれの事務に要する経費を計上しております。

文化会館費には、文化会館の指定管理料のほか、舞台機構改修工事等に要する経費を計上しております。

民生費には、はまゆり学園の指定管理料等を計上しております。

衛生費のうち塵芥処理費には、アクセス・グリーン管理運営に要する経費を、し尿処理費には、むつ衛生センターの管理運営に要する経費を計上しております。

消防費には、消防本部、消防署及び消防分署の事務事業に要する経費のほか、非常備消防費として、むつ市消防団、大間町消防団、風間浦村消防団及び佐井村消防団の事務受託に要する経費を計上しております。

公債費には、組合債の元利償還金を計上しております。

次に、歳入についてであります。分担金及び負担金には、関係市町村の負担金として57億3,465万9,000円を計上しております。これを平成

27年度と比較しますと、金額で1億3,432万1,000円、伸び率では2.3%の減となっております。

繰入金には、財政調整基金から1,300万円を繰り入れしております。

諸収入には、非常備消防に係る関係市町村からの受託収入金を計上しております。

組合債には、文化会館の改修事業との関連で借入見込額を計上しております。

なお、大湊消防署庁舎建設事業につきましては、平成28年度から平成29年度までの2カ年で基本設計・実施設計委託料の継続費を設定しております。

次に、報告第1号及び報告第3号についてありますが、これらは、1月20日むつ消防署敷地内で発生した自動車破損事故及び1月24日のむつ市消防団脇野沢消防団出初式中止による、準備していた来賓用仕出し弁当食材の廃棄に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任をいただいておりますところにより、それぞれ専決処分したものであります。

次に、報告第2号についてであります。これは、平成27年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算についてでありまして、大湊消防署庁舎耐震診断業務委託の予算措置に急を要したため、関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました12議案3報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、ご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決、ご同意及びご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これで提案理由の説明を終わります。

議員の皆様には、前もって議案書が配付されておりますので、議案熟考の時間はあえて設けませ

ん。

なお、議案審議は、一般質問終了後に行いますので、ご了承ください。

## ◎日程第6 一般質問

○議長（大瀧次男） 次は、日程第6 一般質問を行います。

東健而議員から一般質問の通告を受けておりますので、これを許可します。

### ◎東 健而議員

○議長（大瀧次男） 東健而議員の登壇を求めます。  
3番東健而議員。

（3番 東 健而議員登壇）

○3番（東 健而） おはようございます。むつ市議会の東健而であります。下北地域広域行政事務組合第104回定例会を迎え、今回は公表されました消防行政職員の公金着服の不祥事をめぐる問題について、報道と報告の範囲で質問いたしますが、コンプライアンスが末端まで行き届いていたと思われていた消防行政のあり方について、考えさせられる事案が発生いたしました。今回は、この点も含めて質問させていただきます。

それでは、管理者並びに行政側の懇切、明快なご答弁をお願いし、質問に入ります。

消防行政のあり方についてであります。まずその1点目、資金管理の現況についてであります。現在資金管理については、監査報告を通じて知らされています。順当に処理されているようですが、発覚した事案については、議会への報告義務が関係ないのかどうか、またこれ以外にこのような事例がないのかどうか、これらを含めた資金管理の流れについて、会計監査はどの程度まで報告されているのか伺います。

2点目、消防士へ資金管理を任せる体制は適切かということであります。一連の不祥事の報告がなされたことは、ご承知のとおりであります。消防業務は消火活動ばかりではないことが露呈いたしました。今回の問題は、あくまで消防業務の内部問題でありますので、告発という手段に訴え、懲戒免職処分にしたことが適切だったのかどうか、消防士が会計を任せられるとはどんなものか、安易に考えていたような感じで、重大な責任が伴うのだということをしかりと認識できていなかったように見受けられます。

行政側の説明では、公務員としての規範を守ることの欠如や倫理観の欠如を強調しています。しかし、全ての会計処理を任せられた消防士一人に資金管理を任せきりにしてきたことは、行政側の対応にも手落ちや重大な問題があったのではないかと思います。処理を任せれば、あとは間違えなくやってくれるだろうという事務処理を確認しない部分をかいま見た気もいたします。消防士も人間で、間違いもあります。私は、起こるべくして起きた問題であると思っています。

今回の提出議案に、監査委員に選任する者につき同意を求めることについてというものがありません。会計処理が行われた後、監査が行われるわけですが、今回のこの事案は監査の対象になったのかどうか、また消防行政の資金管理のこれらの会計責任者はどうなっているのか。ルーズな会計処理の実態がうかがわれます。内部がどのようなになっているのか、ご説明いただきたい。

報告書では、今後二重、三重のチェックをすると書かれていますが、私もこの成り行きをじっと見守っていた一人でありますので、今回告訴までを決定した対処方針に対しての管理者のご所見を伺いたいと思います。

3点目でございます。資金管理の対応と振込先の確認作業についてであります。この事件は、脇

野沢の消防団へ渡るはずの資金が渡っておらず、不正に流用されたとのことではありますが、消防分団は脇野沢ばかりではありません。このことを受けて、この消防士とは別に、異なった消防士が他の消防分団への資金を振り込みしているのではないかと連想されますが、もし同様の事例があったとしたら、携わった他の消防士のチェックも行われたのかどうか。

また、犯罪者を出さないためにも、チェックだけではなく、資金管理は複数の責任者が立ち会い、いつ振り込みをするかわからないのではなく、振込日を決めて一括振り込みにするべきと思います。今後消防行政では、報告書のとおりで、二重、三重にチェックして監視を強化するとしていますが、それだけなのか。

また、消防団員もどんどん減少傾向にあります。活動資金の問題は、今後の分団活動にも影響してまいります。これから先不祥事を防ぐためには、振り込んだ先の確認をすることも大切な要因のような気がしますが、行政側ではどのような対応を考えているのか伺います。

4点目、マスコミ報道がなされる前の対応についてであります。今回の不祥事は、いち早くマスコミに掲載されると記憶しております。また、私はこのことについては、新聞に発表される前に事前に一部の団員のうわさになり、知っていました。統括する行政側では、マスコミ報道以前にこのことを知っていたのかどうか。

事件発覚以来、消防行政の対応であります。内部調査にかかり、告発をするという重い決断を下し、公表となりました。結果は、懲戒免職と刑事告訴という大変重いものでした。マスコミによる報道と、議員にも配付された報告書のとおりであります。このことは当然とはいえ、行政側の初期の対応がどうも内部でもたついていたという印象を持っています。これは、上下左右の命令系

統を持ち、迅速さをモットーとする消防行政にあって、らしからぬ対応であります。マスコミに流れる前に、迅速な調査ができなかったのかどうか伺います。

最後になりますが、5点目であります。会計処理は、処理に精通した者を選任すべきではということであります。この事件は、裏を返せば、一人の消防士を信用し、任せきりにしていた資金管理や監視体制のずさんさと対策不備による内部の弱点をさらけ出したこととなります。同時に、私には行政側で犯罪者をつくってしまったという印象もあります。公表できない問題もあろうかと思いますが、二重、三重のチェックより、今後犯罪者を出さないためにも、会計処理はもっと処理に精通した人間を充てるべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（大瀧次男） 管理者。

（宮下宗一郎管理者登壇）

○管理者（宮下宗一郎） 東議員のご質問にお答えいたします。私からは、消防行政のあり方についてのご質問の2点目、消防士へ資金管理を任せる体制は適切かの告訴に至った経緯はのご質問についてお答えいたします。

告訴に至りました経緯についてのご質問ですが、消防職員は、地域の方々の生命、財産を災害から守る使命により、公安職という職責を担っております。その使命を持った消防職員が、地域の方々の信頼を裏切る行為をしたということは、到底許されるべきものではないと私は考えております。そのため、刑事訴訟法に基づき告訴の決定をした次第でありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

ご質問の1点目、消防士の資金管理の現況と対応について、2点目の消防士への資金管理を任せる体制は適切かの予算管理の責任者とその状況

は、3点目、資金管理の対応と振込先の確認作業について、4点目、マスコミ報道がなされる前の対応について、5点目、会計処理は処理に精通した者を選任すべきではについては、消防長から回答させます。

○議長（大瀧次男） 消防長。

○消防長（奥川清次郎） 東議員ご質問の消防行政のあり方についての消防士の資金管理の現況についてのご質問にお答えいたします。

議員お尋ねの1点目、この事案以外にこのような事案はないのかとのご質問についてであります。着服事案判明の翌日に、直ちに全所属から所属長及び庶務担当職員を消防本部に参集させ、準公金等の事務処理について、各署ごとに精査し、不正な事案がないこと、そして準公金の管理が適正に事務処理されていることをあわせて確認しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、会計監査はどの程度まで報告されているのかとのご質問についてであります。消防団員の年報酬及び費用弁償の支給につきましては、消防団事務を行っている所属において、消防団員の年報酬及び費用弁償を団員数、出勤回数等により積算し、その積算額に基づき支払い証書を作成し、当組合出納室に提出、出納室では、その証書に基づき年報酬及び費用弁償を団長口座に振り込みしております。会計監査につきましては、この団長口座への振込事務までを対象といたしており、このたびの事案は対象外となっております。

続きまして、ご質問の2点目、消防士の資金管理を任せる体制は適切かの予算管理の責任者とその状況はについてお答えいたします。当組合の消防部局においては、常備消防費は消防本部、消防署、消防分署それぞれに予算が配分されております。また、非常備消防費につきましても、各市町村から事務委託を受けまして、消防本部、大湊消防署及び東通消防署を除く署所がそれぞれ予算を

執行しております。

予算を支出する際の決裁権につきましては、下北地域広域行政事務組合消防事務専決代決規程の規定により定められており、各所属予算からの支出につきましては、その規定に基づいた決裁権者が支出負担行為、支出命令を行っております。

続きまして、ご質問の3点目、資金管理の対応と振込先の確認作業についてのご質問にお答えいたします。議員お尋ねの振込確認につきましては、今後どのような対応をとるのかとのご質問についてであります。公金、準公金の取り扱い時の確認に当番長を加え、担当者、庶務係長、当番長、所属長といたしました。また、これまでの事務処理の確認に加え、新たな様式を作成し、団長口座からの振替前に払い戻しの決裁を受け、支払い後に再度決裁を受けることとしております。さらに、新たに団長口座の差引簿を作成し、通帳内容を把握することとしております。

また、振込事務におきましては、可能な限り消防職員が金融機関に出向せず、金融機関の方が各署所へ来ていただいた上で振り込みを依頼するよう指示をしたところであります。

続きまして、ご質問の4点目、マスコミ報道がなされる前の対応についてのご質問にお答えいたします。議員お尋ねの発覚からマスコミ報道までの対応についてであります。平成28年1月29日金曜日に、脇野沢消防団員の方から、本来入金になっているはずの団員の年報酬と費用弁償が入金されていないとの同消防分署への連絡を受けたことにより、2月1日木曜日に職員が金融機関に赴いて調査したところ、各分団の口座に年報酬及び費用弁償が入金されていない事実を確認いたしました。その後、担当職員などから事情聴取をしたところ、翌2月2日火曜日に担当職員の1名が着服を認めたことから、消防本部において、着服に関する調査を開始しております。この調査に

より、2月5日金曜日に被害金額が特定されましたことから、翌日の2月6日土曜日にマスコミ報道いたしております。

以上が、事案発覚からマスコミ報道までの対応となっております。

続きまして、議員ご質問の5点目、会計処理は処理に精通した者を選任すべきではとのご質問にお答えいたします。消防部局の各署所におきましては、それぞれに予算が配分されておりますことから、各署所ごとに予算の支出を行っております。そのため、当組合の規則等において、消防本部では総務課に、その他の所属については、庶務係に、予算の執行に関することが分掌事務として規定されており、各所属では数名の職員を庶務係に配置し、予算執行事務を行っておりますことから、会計処理においては精通した職員が配置されていると認識をしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 3番東健而議員。

○3番（東 健而） ご答弁ありがとうございます。

今のご答弁を聞いた限りでは、この消防士に任せた事案はこのほかにはないとのこととございました。ですが、全体的に考えてみますと、何か複雑で、どうも理解できないみたいな感じに受けとめさせていただきましたが、今の説明を聞く聞いていまして、これからの対応の仕方というもの、このようなことがないみたいにやっていたいというようなことで受けとめました。ぜひこれから、このような事案がないみたいな厳正な対処をお願いいたしまして、一般質問を終わります。

以上です。

○議長（大瀧次男） これで東健而議員の質問を終わります。

◎日程第7 議案審議（質疑、討論、採決）

○議長（大瀧次男） 次は、日程第7 議案審議を行います。

◇議案第1号

○議長（大瀧次男） まず、議案第1号 下北地域広域行政事務組合行政不服審査条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◇議案第2号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よっ

て、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◇議案第3号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第3号 下北地域広域行政事務組合職員の退職管理に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◇議案第4号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◇議案第5号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第5号 下北地域  
広域行政事務組合障害児入所施設条例の一部を改  
正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで  
質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま  
せんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ござ  
いせんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よっ  
て、議案第5号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第6号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第6号 下北地域  
広域行政事務組合特別職の職員で非常勤の者の報  
酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条  
例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで  
質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま  
せんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ござ  
いせんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よっ  
て、議案第6号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第7号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第7号 下北地域  
広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部  
を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで  
質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま  
せんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ござ  
いせんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よっ  
て、議案第7号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第8号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第8号 下北地域  
広域行政事務組合職員の給与の特例に関する条例  
の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで  
質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま  
せんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議あり  
ませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よっ  
て、議案第8号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第9号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第9号 下北地域  
広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する  
条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで  
質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第10号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第10号 下北地域広域行政事務組合監査委員に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり同意することに決定しました。

#### ◇議案第11号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第11号 平成27年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第12号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第12号 平成28年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

8番中村正志議員。

○8番(中村正志) 議案第12号に対しまして、質疑をさせていただきます。

第6款の消防費、第2項の消防諸費に関連いたしまして、先ほど議案第6号で非常勤の特別職が可決されましたけれども、予算書を見ますと、この非常勤の特別職が配置されている署が3つと、あと配置されていないというふうな分かれ方がありますが、この配置されている、配置されていないことに関しましてはどんな違いがあるのでしょうか。あるいは、この3つの署に配置しておいて、所属として、あと他の署のほうにも行って目的を果たすというような、そういうような違いがあるのでしょうか。その辺について、ご説明をお願いします。

○議長(大瀧次男) 消防長。

○消防長(奥川清次郎) 非常勤の特別職の職員は、まず数のほうですけれども、退職予定者がございますので、その中から、予算書を作成した段階では4名と合意して、その方向で進めておりましたが、現在では職員の配置の関係で3名になる予定です。むつ署、大湊署、大畑署にそれぞれ1名、それぞれの事務状況、事務の遂行とか、そういう必要に応じて配置しております。例えばむつ署と大畑署においては、平成32年から査察指導、家庭とか商店、または工場等に行つて防火査察という

ものがございますけれども、その防火査察に違反したものが平成32年から名簿公表という制度が発足しますことから、その部分の査察指導の充実ということで、むつ署、そして大畑署に配置する予定をしております。

また、大湊署につきましては、今後展開されるであろう大湊署の建設事業に係る事務調整といたしまして、その補助対応とか、それらに含んだ事務を対応していただくということで、大湊署のほうには1名配置を予定しております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

#### ◇報告第1号

○議長（大瀧次男） 次は、報告第1号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、1月20日、むつ消防署敷地内で発生した自動車破損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◇報告第2号

○議長（大瀧次男） 次は、報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成27年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算について、報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は承認することに決定いたしました。

#### ◇報告第3号

○議長（大瀧次男） 次は、報告第3号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、1月24日、むつ市消防団脇野沢消防団出初中止による準備をしていた来賓用仕出し弁当食材の廃棄に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第3号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◎日程第8 議会運営委員会の所管事務継続審査について

○議長（大瀧次男） 次は、日程第8 議会運営委員会の所管事務継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第102条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、審査終了まで閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、審査終了まで閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、審査終了まで閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

#### ◎日程第9 議員派遣について

○議長（大瀧次男） 次は、日程第9 議員派遣についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第155条の規定により、宮城県岩沼市にある岩沼東部環境センター及び埼玉県ふじみ野市にあるふじみ野市・三芳町環境センターにあるごみ焼却施設を行政視察するため議員を派遣するためのものであります。

お諮りいたします。お手元に配付の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、お手元の配付資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（大瀧次男） これで本定例会に付議された

事件は、全て議了いたしました。

以上で下北地域広域行政事務組合議会第104回定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時01分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

下北地域広域行政事務組合議会議長 大 瀧 次 男

下北地域広域行政事務組合議会議員 目 時 睦 男

下北地域広域行政事務組合議会議員 相 内 祥 一

# 参 考 资 料

下北地域広域行政事務組合議会第104回定例会会期日程表

日 程	月 日	曜 日	会 議 区 分	会 議 内 容
第 1 日	3 月 2 3 日	水	本 会 議	開 会 ◎ 諸般の報告 第 1 会議録署名議員の指名 第 2 会期の決定 第 3 広域行政報告 第 4 平成 2 8 年度運営方針 第 5 議案一括上程、提案理由の説明 第 6 一般質問 第 7 議案審議（質疑、討論、採決） 第 8 議会運営委員会の所管事務継続審査について 第 9 議員派遣について 閉 会

## 議事経過一覧表

### 下北地域広域行政事務組合議会（第104回定例会）

議案番号等	件名	議決月日	審議結果
議案第 1 号	下北地域広域行政事務組合行政不服審査条例	3月23日	原案可決
議案第 2 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	3月23日	原案可決
議案第 3 号	下北地域広域行政事務組合職員の退職管理に関する条例	3月23日	原案可決
議案第 4 号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	3月23日	原案可決
議案第 5 号	下北地域広域行政事務組合障害児入所施設条例の一部を改正する条例	3月23日	原案可決
議案第 6 号	下北地域広域行政事務組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	3月23日	原案可決
議案第 7 号	下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3月23日	原案可決
議案第 8 号	下北地域広域行政事務組合職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	3月23日	原案可決
議案第 9 号	下北地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例	3月23日	原案可決
議案第10号	下北地域広域行政事務組合監査委員に選任する者につき同意を求めることについて	3月23日	同意
議案第11号	平成27年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算	3月23日	原案可決
議案第12号	平成28年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算	3月23日	原案可決
報告第 1 号	専決処分した事項の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)	3月23日	報告
報告第 2 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (平成27年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算)	3月23日	承認

議案番号等	件名	議決月日	審議結果
報告第 3号	専決処分した事項の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)	3月23日	報告

下北地域広域行政事務組合議会第104回定例会一般質問通告書

質問者	質問事項	質問の要旨	答弁を 求める者
3番 東 健 而 議員	1. 消防行政の在り方について	① 消防士の資金管理の現状と対応について ② 消防士へ資金管理を任せる体制は適切か ③ 資金管理の対応と振込先の確認作業について ④ マスコミ報道がなされる前の対応について ⑤ 会計処理は処理に精通した者を選任すべきでは	管理者